

サロン通信

第11号



R3.2.24 発行
発行元
三条市社会福祉協議会
地域福祉係
電話:0256(33)8511
FAX:0256(33)3004

令和3年度助成金の

申請について

令和3年度の助成金の算出
方法と提出書類が少し変わります。
ご確認ください。期日まで
にご提出ください。

毎年この時期になると、スタッフの皆さんは「この月は何をしようか。」と頭を悩ませ、記入が億劫になるかもしれません。申請はあくまでも予定ですので、ひとまず日程だけ決めていただき、内容は未定でも構いません。書類の書き方に悩まれたら、何も書かずに白紙のままお持ちください。お話を聞きながらこちらで記入します。ただし、請求書に押すハンコをお忘れなく。

申請書類提出期限

3月25日(木)まで

令和2年度助成金の

報告について

令和2年度は、新型コロナウイルス
イルス感染症の影響で、計画通
どおりに活動ができなかったサ
ロンが多かったと思います。

活動を休止した月の助成金の
取扱いは、昨年研修会等でご説
明しましたが、そこから新潟県
内の感染状況が変わりましたの
で、当会で今一度検討し、別紙
のとおりに変更します。
どのように報告したらいいか
悩まれたら、申請と同様に白紙
の書類を持っておいでください。
活動日と参加者数がわかるもの
をお持ちいただければ、お話を
聞きながらこちらで記入します。

報告書類提出期限

4月16日(金)まで

なお、それぞれの書類は、当
会ホームページからダウンロード
できます。



コロナ禍での

活動ルールを決める

『参加者から、「家族が仕事で
感染拡大地域に行ったけど、サ
ロンに参加してもいい?」と聞
かれたけど、そういった場合は、
参加してもらっていいのかしら。
来ないのでは言いづらいし...。』
と言ったお問い合わせがありました。

こういった状況に対応するた
めにも、改めて、コロナ禍での
活動ルールを再確認し、スタッ
フだけでなく、参加者の皆さん
にもチラシなどできちんと伝え
ることが大切だと思います。

例えば...

- 過去2週間以内に、感染拡大
地域に本人または同居家族が訪
問した場合は、参加をご遠慮く
ださい。
 - 体調がすぐれないときは、参
加を控えてください。
 - 症状がなくても、必ずマスク
を着用してください。なごです。
ルールを決めることで、言い
にくいことも『決まりだから。』
と言いやすくなると思います。
- また、万が一、サロンで感染
者が発生した際に追跡ができる
ように、毎回、誰が参加してい
るかを把握することも大切です。
ルール決めやチラシづくりに
悩まれたら、ご相談ください。
お手伝いいたします。

令和3年度マイクロバスの

利用申込受付について

利用可能日

別紙「マイクロバス利用可能
日」をご覧ください。



利用申込手順

利用を希望される団体は、3月10日(水)までに、電話でお申し込みください。第二希望日までで申し込みできます。

希望を取りまとめ、3月11日(木)に抽選し、当落結果をご連絡いたします。

その他

◇運行範囲は三条市内で、運行先は「2か所まで」です。

◇貸出回数は、1団体につき年度1回までです。

◇新型コロナウイルス感染症対策のため、利用人数の制限や乗車の際のお願いがあります。

サロン活動中のケガについて

当会では、スタッフ、参加者すべての方に保険をかけています。その旨を、参加者の皆さんにもお伝えください。



Q1 どんな保険？

A1 サロン活動をする会場までの往復途上や活動中に、参加者やスタッフがケガをした時の保険です。

補償される主な例は…

- ・会場に行く途中、自転車に接触してケガをし、通院した。
- ・会場に行く途中、後ろの車に追突されケガをし、通院した。
- ・活動中、階段から落ちて骨折し入院した。
- ・昼食準備中に包丁で手を切っしてしまい通院した。
- ・活動中に熱中症になり通院した。
- ・お弁当で食中毒になり通院した。などです。

補償されない例は…

- ・会場までの通常の経路をはずれて寄り道をした場合。
- ・故意または重大な過失。
- ・酒気帯びなどで起こした事故でのケガ。
- ・対人または対物の賠償。などです。



Q2 ケガをして、通院することになったらどうしたらいいの？

A2 ケガをしたら、できるだけ早めに当会にお知らせください。手続きの方法をお知らせいたします。

Q3 年度の途中で参加者やスタッフが増えた時は、どうしたらいいの？

A3 名簿に名前がないと保険の対象外となりますので、新しい方の氏名等を電話でご連絡ください。追加で保険に加入します。

Q4 当初の予定にはなかったけど、お花見に出かけることにしました。予定変更の届出は必要？

A4 会場の変更や活動日が増えたなど、当初の予定が大幅に変更となった場合は、ご連絡ください。事前連絡がなく、年間予定にない活動で事故等に遭われた場合は、保険の対象とならない場合があります。



万が一、何か起こりましたらすぐにご連絡をください。

お役立てください

『出前おしながき』を同封しました。ご利用ください。また、レクリエーション用具の貸出も引き続き行っていますので、いつでもお声がけください。



編集後記

早いもので、暦の上では春がきました。

福祉センターでは、正面玄関入ってすぐのロビーに、市民の方々から寄せられた、たくさん『つるし雛』を、2月17日から約1か月間展示しています。

近くにおいでの際は、ぜひ立ち寄りください。(W)

